

18歳未満の年少者は、除染作業の現場などで働くことが禁止されています

労働基準法では、18歳未満の年少者の健康と福祉の確保などの観点から、就業にさまざまな制限を設けて保護を図っています。

- ◆事業主は、18歳未満の年少者を除染等業務※で働かせることはできません。
- ◆18歳未満の年少者は、アルバイトであっても、除染等業務で働くことはできません。
- ◆たとえ、事業主と18歳未満の年少者が合意していても、除染等業務で働くことは禁止されています。

※除染等業務とは、

放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」で行われる
①土壌等の除染等の業務 ②廃棄物収集等業務 ③特定汚染土壌等取扱業務 をいいます。

以下のパンフレットをご参照ください。

- ・除染等業務の範囲：<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/120118-02.pdf>
- ・除染特別地域：<http://josen.env.go.jp/area/roadmap.html>
- ・重点汚染状況調査地域：<http://josen.env.go.jp/zone/>

危険有害業務における年少者の就業制限 一労働基準法第62条一

▶除染等業務のほか、以下の業務についても年少者の就業が禁止されています。

- ◆特定線量下業務
除染特別地域等内での平均空間線量率が、事故由来放射性物質によって2.5μSv/h（マイクロシーベルト）を超える場所で事業者が行う除染業務以外の業務

※「除染等業務」「特定線量下業務」については、「年少者労働基準規則」第8条第35号「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務」に該当

▶また、震災復旧・復興工事に関連して、以下の業務についても、年少者の就業が禁止されています。

<禁止されている主な業務>

- ◆クレーン、デリックまたは揚貨装置の運転の業務
- ◆上記クレーンなどの玉掛けの業務（2人以上で行う玉掛けの業務での補助作業を除く）
- ◆土砂が崩壊するおそれのある場所または深さが5メートル以上の地穴での業務
- ◆高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところでの業務
- ◆足場の組立、解体または変更の業務（地上または床上での補助作業の業務を除く）
- ◆胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務

※詳しくは、「年少者労働基準規則」第8条をご参照ください。

不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。

